

「街角の年金相談センター富山」が1月4日より新たにスタート

～ お気軽にご利用ください ～

社会保険庁に代わり、公的年金制度を運営する日本年金機構が、平成22年1月からスタートしました。

年金手続等の窓口は、従来社会保険事務所で行っていましたが、年金事務所が窓口となります。

社会保険庁で従来全国51箇所に配置されていた「年金相談センター」については、全国社会保険労務士会連合会が業務委託により運営することになりました。

富山県内では、「街角の年金相談センター富山」が1月4日より新たにスタートしました。

街角の年金相談センターでは、相談者の立場に立って利用しやすい年金相談体制を整備し、丁寧な来訪相談対応と年金裁定請求書等の受付を行います。

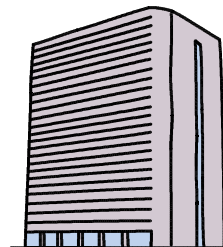
「街角の年金相談センター富山」 来訪相談受付時間

月曜日 8時30分から19時

火曜日から金曜日 8時30分から17時15分

第2土曜日 9時30分から16時

休日 土曜日(第2土曜日を除く)・日曜日・祝祭日
年末年始(12月29日から1月3日)



「街角の年金相談センター富山」 所在地

〒930-0858 富山県富山市牛島町18-7 アーバンプレイス1F (富山駅北口前)

(従来の年金相談センターと同じです)

日本年金機構のスタートQ & A

社会保険庁と日本年金機構はどのような違いがありますか

日本年金機構の職員は公務員ではなく、民間企業に準じた勤務条件や人事評価などの人事管理のもと、サービスの向上や効率的な業務の進め方を徹底します。公的年金の財政責任や管理運営責任は国が負い、厚生労働大臣は機構を直接的に監督するとともに、機構に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令、法令違反等の是正命令を行うことができます。なお、年金業務のうち、国の権限を委任された業務は日本年金機構の名で機構が実施し、国から事務の委託を受けた業務は国の名で機構が実施します。

社会保険事務所で行っていた手続きは全て年金事務所で行うのでしょうか

厚生年金保険の適用・徴収・給付等の手続きのほか、社会保険事務所で行っていた健康保険(全国健康保険協会管掌健康保険)の加入や保険料納付等の手続き、児童手当拠出金の納付手続きも、これまでどおり年金事務所で行います。また、健康保険と厚生年金保険を兼ねた届書・申請書・通知書などの様式も基本的にはこれまでどおりです。なお、国民年金の手続きも年金事務所で行います。社会保険庁からすでにお送りした国民年金保険料の納付書もこれまでどおり、お使いいただけます。

書類の提出先は変わるのでしょうか

これまで社会保険事務所に提出していただいていた届書・申請書や年金の請求書等については、郵送の場合は事務センターでの受付を開始しました。これらの書類は年金事務所でも受け付けます。また、社会保険事務所からお送りしていた決定通知書等(取得・喪失・月額変更、算定等)は、事務センターからお送りします。

年金に関する問い合わせや相談は年金事務所が窓口となりますか

年金事務所での対応に加え、電話による相談は「ねんきんダイヤル」、「ねんきん定期便専用ダイヤル」がこれまでどおりお使いいただけます。また、全国51カ所の「年金相談センター」は全国社会保険労務士会連合会に委託されますが、所在地に変更はなく、これまでどおり相談していただけるほか、年金の請求書等も年金相談センターで受け付けます。なお、健康保険・厚生年金保険の適用関係のお問い合わせは、これまでの社会保険事務所での対応を年金事務所が行います。

年金手帳は今までの者と変わりますか

年金手帳は日本年金機構から交付されますが、すでに交付された年金手帳が社会保険庁廃止により使えなくなることはありません。なお、年金証書についても、すでに交付されたものが無効になることはありません。

ねんきんダイヤル
0570-05-1165(ナビダイヤル)

IP電話・PHSからは 03-6700-1165

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

ただし、月曜日は19:00まで受付時間を延長

なお、祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ねんきん定期便専用ダイヤル
0570-058-555(ナビダイヤル)

IP電話・PHSからは 03-6700-1144

受付時間：月～金曜日 9:00～20:00

第2土曜日 9:00～17:00

なお、祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「街角の年金相談センター」では来訪相談のみを行います。電話のお問い合わせについては、上記のダイヤルにてご相談ください。